



人権啓発ブック

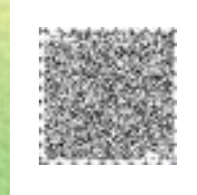
みんな幸せになりたい



この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。スマートフォンにユニボイスをダウンロードして音声コードを読み取ると情報を音声で聞くことができます。



熊本市



令和3年(2021年)3月

はじめに

みんな幸せになりたいという思い、それは誰もが抱く願いです。
好きな仕事をしたい、愛する人と結婚したい、自分らしく生きていきたい、そして明るく幸せな人生を送りたいという願いは、すべての人の望みです。

しかしながら、私たちの身の回りでは、知識不足や偏見、思い込み、固定観念などによる差別やいじめ等が日々起きており、時には悲しい事件となつて報道されています。これらの差別などは、人の心を深く傷つけ、苦しめ、さらにはその人の人生にも影響を及ぼす人権侵害であるということを強く認識することが大切です。

私たちは今、一人ひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いの違いを認め合いながら、個人の尊厳を重んじ、対等で豊かな人間関係を築いていく必要があります。

この冊子では、女性、子ども、高齢者をはじめ、二十の人権課題を取りあげています。この冊子が、さまざまな立場の人々を理解し、寄り添うことのできる人権感覚を養う一助となり、すべての人々が心豊かに明るく暮らせるようになることを願います。

もくじ

- はじめに 1
- 女性に関する人権問題 3
- 子どもに関する人権問題 5
- 高齢者に関する人権問題 7
- 障がいのある人に関する人権問題 9
- 同和問題(部落差別) 11
- ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題 13
- 水俣病に関する人権問題 15
- インターネットに関する人権問題 17
- 外国人に関する人権問題 19
- アイヌの人々に関する人権問題 21
- エイズ患者やHIV感染者ならびに新型コロナウイルス感染症に関する人権問題 22
- 難病患者に関する人権問題 23
- 刑を終えた出所者等に関する人権問題 24
- 犯罪被害者等に関する人権問題 25
- 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題 26
- ホームレスの人々に関する人権問題 27
- 性的マイノリティに関する人権問題 28
- 災害に関する人権問題 29
- 自死遺族に関する人権問題 30
- 様々な人権問題 31
- 電話による相談窓口 35
- ご存知ですか？街の相談パートナー 36
- 応援します！あなたの人権学習 37

女性に関する 人権問題



みなさんは、「『男だから』『女だから』という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている」そう感じたことはありませんか。また、自覚がないまま無意識に性別で決めつけられていることはありませんか。

性別による差別的取り扱い、一人ひとりの個性や能力を發揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。

性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などさまざまな分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、ともに責任を担う社会にしていく必要があります。

しかし、現実にはDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)などに悩んでいる被害者は増え続けています。

女性の人権を踏みにじる行為であるこれらのハラスメント

等を根絶し、「だれもがともにいきいきと、個性と能力を發揮できるまち」を目指していきましょう。

STOP!デートDV

交際相手からの暴力のことを「デートDV」と呼んでいます。

暴力とは、殴る・けるだけではなくありません。あなたの傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯や行動を細かくチェックし監視する(精神的暴力)、借りたお金を返さない(経済的暴力)、性行為を強要する・避妊しない(性的暴力)など、相手の人権を無視した行為です。

束縛すること=愛情ではありません。相手とは違う考え方や価値観を認め合い、お互いが尊重し合えるような関係を築きませんか。

もしあなたや周りの人が悩んでいたら、一人で悩まず相談してください。

●女性に対する暴力に関する相談窓口

DV、ストーカー

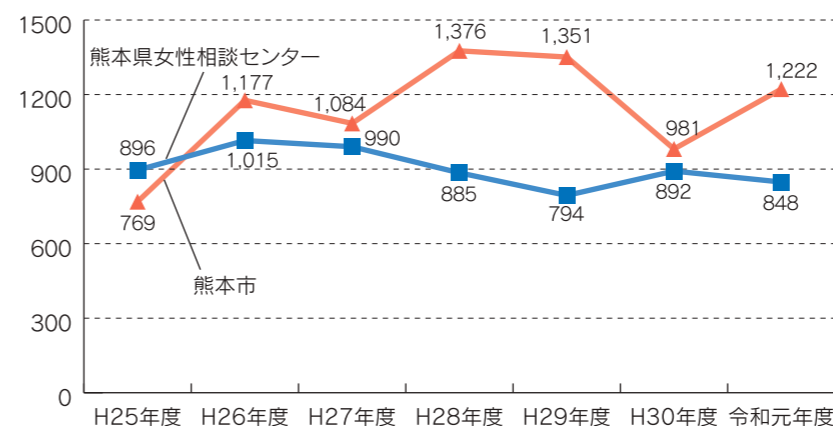
- 熊本市DV相談専用電話(月～金 8:30～17:15) TEL.328-3322
- 各区役所福祉課(月～金 8:30～17:15)
 - 中央区 TEL.328-2301
 - 東区 TEL.367-9127
 - 西区 TEL.329-5403
 - 南区 TEL.357-4129
 - 北区 TEL.272-1118
- 熊本県女性相談センター(DV専用) TEL.381-7110
(月～金 8:30～22:00,土日祝 9:00～22:00)
- 熊本県警察本部警察安全相談室(24時間対応) TEL.383-9110
#9110(プッシュ回線)

職場におけるセクハラ・マタハラ相談

- 熊本労働局雇用環境・均等室(月～金 8:30～17:15) TEL.352-3865
- 緊急時は最寄りの警察署または110番へ

熊本県と熊本市におけるDV相談件数

熊本市における令和元年度(2019年度)DV相談件数は1,222件で、前年度(981件)から増加しました。熊本県女性相談センターにおける相談件数は848件で、こちらは前年度(892件)から約44件減少しています。



DVのない社会を目指しましょう

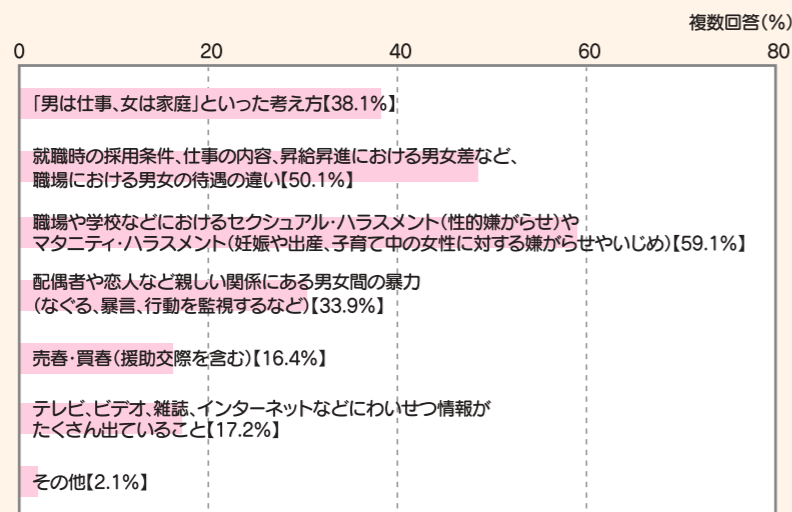


セミナーの様子

熊本市「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」

(平成30年10月)

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きているかと思えますか?



子どもに関する 人権問題



赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で差別する心が芽生えていく可能性があります。身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、おとなの価値観を一方的に押しつけることはないでしょうか。子どもが意見を言っても「子どもに何が分かる」、「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないのでしょうか。

おとなが考えるような「良い子」になつてほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来もっている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信がもてない子どもになっているかもしれない。子ども自身もおとなの期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

おとなが子どもの意見や価値観を認めようとしなければ、子どもは夢や希望をもてず、また子どものもつ良さを伸ばすこともできないかもしれません。さらに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶つたり、虐待によってその命を奪われたりという深刻な事件も起きています。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信をもつことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身売買、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みしめる行為も後を絶ちません。

子どもは、単に年齢が低いというだけで、大人と同様、子どもにも人間としての人権が備わっていることを誰もが認識しなければなりません。

知っていますか？ 「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」は平成元年（1989年）に国連総会で可決され、日本もこの条約を批准しています。条約の根底に流れているのは「子どもの最善の利益」つまり現在から将来にわたる「子どもの最高の幸せ」を国や社会やおとなが考えていくこと（エンジョイメント）です。平成28年（2016年）6月に改正された児童福祉法においても、児童はこの条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を保障される権利を有することが位置づけられました。

「いい子だね」「君はダメ」
子ども同士を比べないで

第2条 子どもは差別されない

子どもは、人種や肌の色、性別、考え、障がいの有無、保護者等の地位などによって差別されません。また、保護者等、家族の活動や意見によって、その子どもが差別を受けることがあってはいけません。

私たちにできることは

私たちにも決めさせて



第12条 意見を言う権利

子どもは、自分に関係があることについて自由に意見を述べることもできます。その意見は年齢や成長に合わせて尊重されなければいけません。

自分の考えは言いたい書きたい
他人の考えも聞きたい知りたい

第13条 表現の自由

子どもはいろいろな方法で自分の考えを自由に表現することもできます。また他の考えを知ることができず、

のぞかないで手紙

のぞかないでカバン



第16条 プライバシーの権利

私生活や家族のこと、電話や手紙など、子どものプライバシーを勝手に覗いたり見せません。

愛のムチ、それはホントに
子どものため？

第19条 親から虐待されない

子どもは、保護者等からのあらゆる形態の暴力、傷害、虐待、搾取から守られます。

※子どもへの体罰は児童福祉法等で禁止されました。詳しくはこちらへ→



児童虐待に関する相談・通告窓口

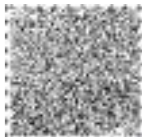
児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実がなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

通告は「支援」の始まりです。虐待に気づいたら、「通告」しましょう。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健子ども課	328-2421
東区保健子ども課	367-9130
西区保健子ども課	329-6838
南区保健子ども課	357-4135
北区保健子ども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 いちばやく 189(3桁)

業務時間／平日：8:30～17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共通ダイヤルが覚えやすい3桁の番号になりました。189番(いちばやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります。



高齢者に関する 人権問題



私たちの国では、医療技術の進歩などにより長生きする人が多くなっています。また、新しく生まれる子どもの数も少なくなっていることから、高齢者が人口の四分の一を占める本格的な超高齢社会を迎えています。

近年、核家族化が進み、祖父母と同居している家庭も少なくなり、高齢者とふれあう機会が減っています。

高齢化の問題というと、すぐに介護の問題を考えがちですが、熊本市の場合、約八割の高齢者は、介護や手助けを必要としない比較的元気な方々であることがわかっています。

しかし、ある程度の個人差はありますが、人は誰でも高齢期になると素早い動作ができなくなったり、目や耳が不自由になったりすることがあります。

このような高齢者への理解が十分でないため、高齢者の方を邪魔者扱いしたり、差別的な態度をとったりすることも見受けられます。

自分が高齢者になったとき、若い人から同じような態度をとられたらどうでしょうか。

人は年齢を重ね様々な人生経験を積むことにより、他の人がもっていない貴重な知識を蓄えていきますが、現在、社会の中でそれを生かす場所や機会が十分にあるとはいえません。そこでこれまでの経験や知恵を生かして仕事やボランティア活動などを行うことで、社会参加ができる環境を整えていけば、高齢者は「生きがい」を見つけることができ、豊かな人生を送ることができるでしょう。

子どもから高齢者まで、すべての世代が互いを理解し助け合っていくには、高齢者の実像をありのままに受け入れ、異なる世代が一緒に交流を深めていくことが大切です。

なーんだ

2020 人権啓発受賞作品

力合小 二年 山部 愛菜さん

先生 あのね
きょうの夕方
おかさんとーしょに
町ない会ひをもらいに行ったよ
さいしょに行った人の家は
ピンポンおしても
ぜんぜん出てこなかったから
いないのかなと思って
ちがう人のところに行ったよ
あとでまた
さっきのおうちに行って
ゆっくりまつと
おじいさんが出てきたよ
おじいさんは足がふじゆうだったよ
なーんだ
ゆっくりまつとよかったんだなあ
おじいさんごめんね

木のお皿



昔、夫婦と老人と四歳になる子、四人が一緒に住んでいました。老人は年をとって食べものをこぼし、よごすようになりました。そこで、夫婦は老人をテーブルでなく、ものかげで食べさせることに

しました。老人は涙をため、ため息をつきましたが、何も言いませんでした。老人は、ますます年をとり、手が震えて不自由になりました。そして、ある日、陶器の食器を落としてこわしてしまいました。

夫婦はこれからも、こわされてはかなわないので、老人には粗末な木のお皿をあてがうことにしました。

しばらくして、四歳の子が木片を刻んでいるのを夫婦が見つけました。

「坊や、何をしているの？」

「木のお皿をつくっているの。」

「そのお皿、何にするの？」

「うん、ぼくが大きくなるところには、パパママも年をとるだろう。そのころ、このお皿ができれば、これから、これでお皿を食べさせてあげるの。」

夫婦はびっくりして、老人をもっとおりテーブルにつかせ、陶器の食器で食事をさせることにしました。

グリム童話集より

障がいのある人に関する 人権問題



私たちが暮らす熊本市には、4万人以上の障がいのある人が暮らしています。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいのある人など、様々な人がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものなど、原因は人それぞれです。

障がいがあってもなくても、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人とはときに、社会参加をさまたげる障壁に遭遇したり、まちなかや地域で偏見や差別を感じることもあります。それは本人のみならずその家族を苦しめている現状があります。

こうした障がいを理由とする差別を解消するために、「障害者差別解消法」という法律があります。この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限することを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょう。

つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター



障がいのある人が暮らしやすいまちを「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、わくわくして暮らせるまちづくりをお手伝いしてくれる人を「障がい者サポーター」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人々のことです。

熊本市が主催する「障がい者サポーター研修会」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましよう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい保健福祉課

TEL:096-328-2519 FAX:096-325-2358

Mail: shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

ヘルプカードを 知っていますか？

ヘルプカードとは？

内部障がいや発達障がい、難病の人など、外見からわかりにくい障がいのある人などが、周囲の人に配慮や支援を必要としていることを知らせるためのカードです。

カードを提示されたり、カードを持っている方が困っている様子の時には、思いやりのある行動をお願いします。

どんな時に使うの？

ヘルプカードの利用は次のようなときが考えられます。

- ・日常生活の中でちょっと手助けが必要なおとき。
- ・道に迷ったとき。
- ・パニックや発作を起こした、急な体調不良などの緊急時。
- ・災害発生時や、避難所で過ごすとき。



ヘルプカードを持っている人が 困っていたら・・・

・電車やバスの車内では、席をゆずるなど思いやりのある行動をお願いします。

・困っている様子の時には、「どうしましたか」「お手伝いしましょうか」など、声をかけ、できる範囲での配慮や支援をお願いします。

・緊急時は、ヘルプカードの内側に書かれている緊急連絡先や病名などを確認し、周囲の人と協力しながら必要な支援をお願いします。



同和問題(部落差別)



私たちは、本来、一人ひとりが幸せを求めている「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによって差別を受ける理由は何らありません。

しかし、住んでいる地域や出身を理由に差別をし、就職や結婚などといった、人生における重要な権利を侵害するという「同和問題(部落差別)」が存在します。

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域に生まれた又は住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるといふ我が国固有の重大な人権問題です。

日本国憲法の制定により、平等の原則は保障されましたが、今なお、差別や偏見が完全に解消されたとは言えないのです。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚をばったり、落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

また、実態的差別とは、生活環境面が悪かったり、差別により職に就けず生活そのものが不安定だったりすることです。実態的差別は、旧特別措置法及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(平成十四年三月失効)による公営住宅の建設をはじめとする各種の事業により、徐々に解消されて来ましたが、

しかし、心理的差別は、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていないことが大きな課題です。

私たち一人ひとりが、この「同和問題(部落差別)」について深く学習し、正しい認識を持つて「差別をなくす」取り組みを進めることによって、明るい人権尊重社会にしていきましょう。

平成二十八年(二〇一六年)十二月十六日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
 をご参照ください。

えせ同和行為とは

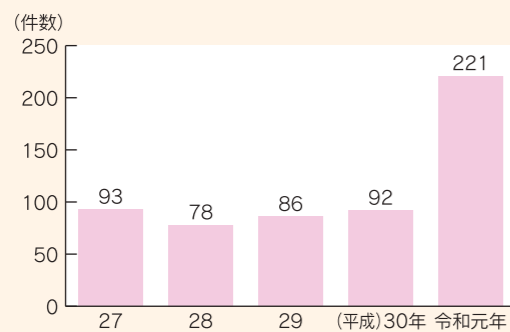
(平成31年(2019年)4月 法務省人権擁護局 熊本地方法務局 えせ同和行為対応の手引より)

「同和問題は怖い問題である」という誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為が「えせ同和行為」であり、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

その場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから不当な要求に応じる例も見受けられ、これらは、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっています。

同和問題は国民の基本的人権に関する重要な課題の一つであり、人権擁護機関を始め多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行ってきました。ところが、えせ同和行為は、不当な要求を受ける人々の人権を侵害しているのみでなく、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決への道に逆行する行為といえるものです。

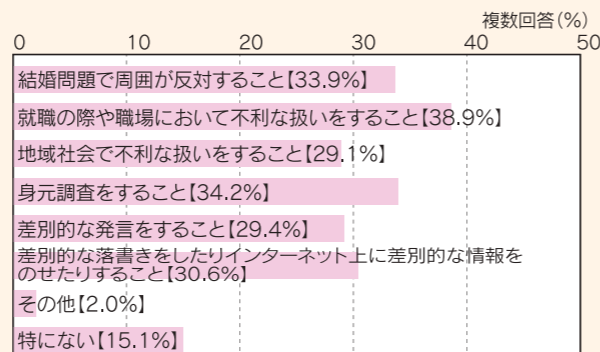
●同和問題(部落差別)に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



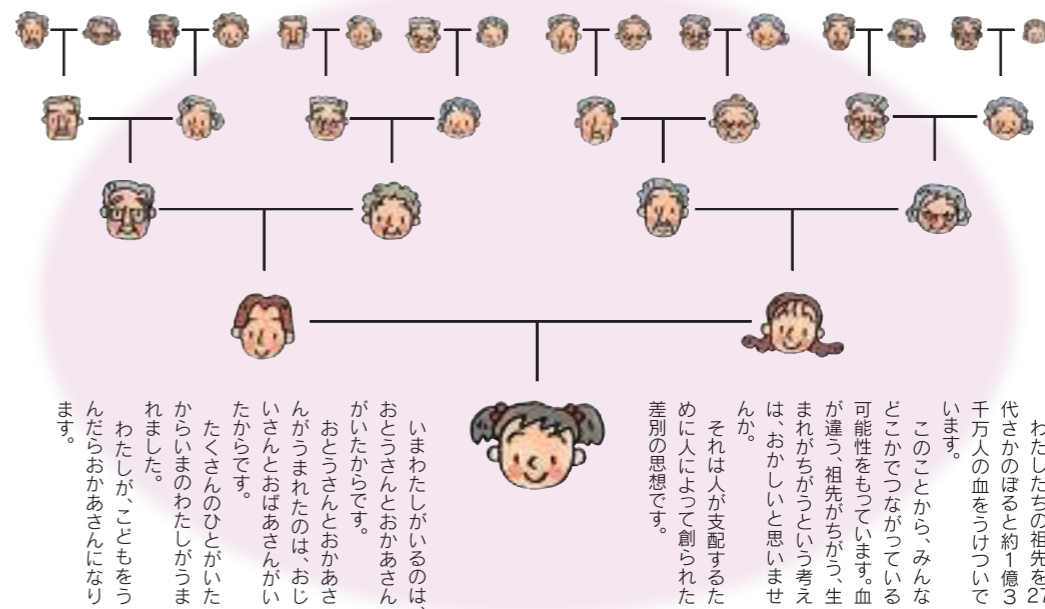
法務省人権擁護局作成
 令和2年度版人権の擁護より引用

●熊本市人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査(熊本市・平成30年(2018年)10月)

同和問題であなたが人権上特に問題があると思うものはどのようなことですか。



血すじ・家がらって なんだらう



わたしたちの祖先を27代さかのぼると約1億3千万人の血をうけています。このことから、みんなどこかでつながっている可能性をもっています。血が通う祖先がちがう生まれがちがうという考えは、おかしいと思いませんか。

それは人が支配するために人によって創られた差別の思想です。

いまわたしがいるのはおとうさんとおかあさんがいたからです。おとうさんとおかあさんがうまれたのは、おじいさんとおばあさんがいたからです。たかさんのひとがいたからいまのわたしがうまれました。わたしが、子どもをうんだらおかあさんになります。

ハンセン病回復者と その家族に関する人権問題

ハンセン病は明治六年（一八七三年）に、ノルウエーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさん菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。

仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっていきます。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりすることにより、「国が法律までつくって隔離するのだから、ハンセン病は怖い病気」という誤った認識が社会に広まりました。

患者は施設に長年隔離され続け、実名すら名乗れないなど、人としての権利が著しく損なわれてきました。

その後、平成十二年（二〇〇一年）に熊本地裁で原告勝訴判決があり、平成二十一年（二〇〇九年）にはハンセン病問題基本法が施行され、国と地方自治体の責任が定められました。また、令和元年（二〇一九年）十一月十五日には、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の

支給等に関する法律」が成立し、同年十一月二十二日に公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病回復者とその家族の方々が、偏見と差別の中で、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えておられます。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

熊本における ハンセン病患者救済のはじまり

イギリスから宣教のため熊本に来たハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿をみて衝撃を受け、少しでも患者たちを救いたいという思いから明治28年（1895年）、熊本市黒髪に回春病院を開設しました。

リデルは日露戦争後に財政難になると上京し有力者に協力を求めて回り、当時の財界人を動かし、ハンセン病問題に国が取り組む要因となりました。昭和7年（1932年）にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。

病院の中のハンセン病病原菌研究所だった建物が、現在『リデル、ライト両女史記念館』となっています。

令和2年4月1日

「りんどう相談支援センター」が開設されました。 (熊本県ハンセン病問題相談・支援センター)

「りんどう相談支援センター」では、県から委託を受けた熊本県社会福祉士会の社会福祉士が、ハンセン病回復者及びその家族の方等のご相談をお聞きし、必要なお手伝いをさせていただきます。

- 例えば
- ▶ 病院受診の相談に乗ってほしい
 - ▶ 証明書を取りに行くときに立ち会ってほしい
 - ▶ 相続のことで悩んでいる
 - ▶ 具合が悪くなったときに頼れる人がいない
 - ▶ 家族補償制度を知りたい ▶ 郵便物を受け取ってほしい 等

相談は
無料です

ご事情に応じて、面談の時間や場所は柔軟に対応いたします。

電話：096-365-7606
開所日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休業日：土日、祝日
〒862-0910
熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105号



菊池恵楓園

入所者の証言

「検証ハンセン病史」熊本白日記聞社から抜粋

◆解剖承諾書

入所手続きのこと。「解剖承諾書を書いてほしい」。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。

「その時は子供だったから、とつさに『いやじゃ』と断った。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだろうとゾッとしましたから」

「死んだら痛みなんか分かるか」。職員に説得され、しぶしぶ同意した。署名は職員が代行し、林田さんは母印を押すだけで終わった。

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあって、どうせすぐ死ぬんじや」と思い、本名で通すことにした」

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつかあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかつた男性二人が各部屋に二人ずつ収容されていた。

それぞれの部屋にはカギが掛けられ、外出は厳禁。閉ざされた療養所の中でも、さらに閉ざされた場所だった。

「昼はじつと布団の上に座り、夜は横になる生活。朝から聞こえてくる小鳥のさ

えずりだけが慰めでした」

食事は毎回、小さなおにぎり二個とたくあんだけ。心配した療友が職員目を盗み、部屋格子戸のすき間から、ネタのない握りずしを差し入れてくれた。

◆断種・堕胎

妊娠が分かった日、菊池恵楓園の本田陽子さん（仮名）は、一人で堕胎手術を受ける決断をした。昭和四十年のこと。

「園内で子供を持つなんて、当時は考えもしなかつた」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の掟（おきて）と疑わなかつた。

医師は卵管結紮（けつさつ）の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、二度と妊娠しないようにするためだ。

「中絶を繰り返したら体を壊すぞ」だれが生まれた子を育てるんだ」。医師は威圧的に説得の言葉を繰り返した。陽子さんは迷った末に、手術を受け入れた。

堕胎と卵管結紮の手術は、一時間ほどで終わった。陽子さんは涙が止まらず、手術中もおえつて体が震えたという。

「もう女じゃなくなつた……。打ちひしがれる陽子さんに、夫の弘さん（仮名）は掛ける言葉がなかつた。男として「心がいない」と思った。

水俣病に関する 人権問題



「水俣病」とは、水俣にあるチッソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流され、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、昭和三十一年（一九五六年）五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはつきりしなくなるなどがありますが、発生当初の症状が重い人では、けいれんを起したり、意識不明になって亡くなることもありました。

また、食べた本人だけでなく、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもった赤ちゃん（胎児性水俣病患者）もいました。

まだ水俣病の原因がわからなかった頃、患者が出た家庭には人々が近づかなかつたり、患者やその家族、さらには、水俣出身者が就職や結婚を断られたりするなど、偏見や差別があつたのも事実です。

水俣病は、メチル水銀による中毒症であり、空気や食物を通じて人から人へうつることはありません。また、遺伝により発生することもありません。現在、水俣湾の魚介類は県の調査によって安全が確認されています。

しかし、いわれのない偏見や差別により、患者や家族、さらには、水俣の人々は、長い間苦しみが続いています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識をもち、被害を受けた方々の視点に立つて考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

行ってみませんか？

水俣市立水俣病資料館



水俣病資料館は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を後世に保管します。世界のどの地域でもこのような悲惨な公害が発生してほしくないからです。

あつてはならない水俣病、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験を展示しています。語り部は起きた事実を訴え、未来への想いを語ります。

平成5年（1993年）1月にオープン以来、国内のみならず、今では全世界から年間4万人の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

【所在地】
〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL/0966-62-2621
FAX/0966-62-2271

詳しくは…

水俣病資料館

検索

水俣病に関する年表

熊本県環境生活部水俣病保健課

- 昭和31年（1956）チッソ附属病院より水俣保健所に奇病発生の報告（5月1日）水俣病公式確認日
- 昭和34年（1959）熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないか」と発表
- 昭和40年（1965）新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生
- 昭和43年（1968）チッソがアセトアルデヒドの製造を中止
- 昭和44年（1969）政府、「水俣病の原因はチッソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
- 昭和48年（1973）患者・家族がチッソを相手に損害賠償請求訴訟を提起
- 昭和49年（1974）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
- 昭和52年（1977）患者団体とチッソとの間で補償協定締結
- 昭和54年（1979）公害健康被害補償法公布
- 昭和55年（1980）水俣湾に仕切網を設置
- 昭和57年（1982）水俣湾を埋め立てる工事開始（平成2年に終了）
- 昭和58年（1983）熊本県・鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始
- 平成2年（1992）水俣市が、水俣病犠牲者慰霊式を開催（この後も毎年実施）
- 平成3年（1993）水俣市立水俣病資料館・熊本県環境センター開館
- 平成5年（1995）患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ
- 平成7年（1997）県が、「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
- 平成9年（1999）水俣市総合まやい直しセンター開館
- 平成10年（1998）
- 平成14年（2002）熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「いもエリミネター」開始（平成23年度からは「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施）
- 平成16年（2004）最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて、国と熊本県の責任が確定
- 平成17年（2005）環境省が総合対策医療事業の拡充等を内容とする「今後の水俣病対策について」を発表
- 平成21年（2009）水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立（7月8日）
- 平成22年（2010）政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定（4月16日）
- 平成23年（2011）熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始（5月1日）
- 平成23年（2011）患者3団体がチッソと紛争終結の協定を締結（3月）
- 平成24年（2012）水俣病被害者の救済申請期限（7月31日）までに約4万3千人（熊本県）が申請
- 平成25年（2013）水俣条約外会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択
- 平成26年（2014）熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行う
- 平成28年（2016）水俣病被害者救済特別措置法によって19,000人超が一時金と療養費、18,000人超が療養費対象に該当（熊本県）
- 平成28年（2016）水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直しリニューアルオープン
- 平成29年（2017）「水銀に関する水俣条約」が発効
- 平成29年（2017）水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破
- 令和2年（2020）水俣病資料館語り部の会がくまもと環境賞 賞状活動表彰を受賞

インターネットに関する 人権問題

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、いまでは誰もがいつでも、どこでもインターネットを通じて様々な情報を入手できるだけでなく、容易に情報を発信することが可能となりました。

このようにインターネットを介してコミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散する」、「行政や企業が管理する個人情報、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々にコピーされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となっています。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きています。これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかりと認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルをもつことを心がけていかねばなりません。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。



ハートがなけりゃ SNS じゃない!

(法務省人権擁護局 令和2年度版 人権の擁護より引用)

法務省、総務省及び（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構では、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しています。サイトには、利用する際のルールのほか、ブロック、ミュートなどのユーザー保護機能の活用方法や、SNSの投稿の削除手順等が掲載されています。



詳しくは同サイトをご参照ください。
<http://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

熊本市の取り組み

携帯電話やスマートフォンの普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもも所有率も増加しており、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為等が頻発しています。

また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などへの対策が必要となっています。

◇主な取組

- ①市民を対象とした啓発活動への取組
 - ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組む。
 - ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組む。
- インターネットによる人権侵害を受けた

人を救済するために、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行う。

②学校教育における取組

- ・各小中学校の情報教育担当教員への情報モラル教育推進リーダー研修の実施。
- ・最近のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による職員向けの研修（パッケージ研修・トワイライト研修）の実施。

③市役所内部の取組

- ・環境に即した情報セキュリティポリシー（※）の見直し。
- ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
- ・セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強化を図る。

※情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。

外国人に関する

人権問題



地球には約七十七億もの人々が住み、百九十以上の国や地域で、様々な人種の人々が暮らしています。民族や宗教、言葉、生活習慣なども地域によって様々であり、さらに、同じ国に住む人でも、グローバル化の進展に伴い、異なる文化的背景を持ち、話す言葉も違う場合があるなど、多様性(ダイバーシティ)があり、世界中に住む人々には多くの「違い」があります。

私たちが住むまちでも、外国人を見かけることがあると思います。私たちは外国人に対して、肌の色や体の特徴の違いがあることを認識し、その「違い」を受け入れることができているでしょうか。受け入れることができずに、見て見ぬふりをしたり、無視をしたり、差別的な対応をしていないでしょうか。言葉が通じないことや、外国人というだけで、例えば、アパートなどへの入居を拒否されたり、国籍が違うだけで、就職のときの労働条件が異なるといったことや、さらに、特定の民族や国籍の人たちを誹謗中傷し社会から排除しようとするヘイトスピーチなどの問題が全国各地で起きています。

今改めて、私たちは、常に多様性を受け入れる寛容性を育み、地域の一員としての自覚をもつことが重要です。

外国人であること、文化的な背景が違うこと、異なる特徴をもつことなどで差別することをせず、積極的に外国人の人と交流を図りお互いを理解しあう努力をしながら、全ての人が安心して快適に暮らせる「共生社会」を作っていきましょう。

熊本市外国人総合相談プラザ

令和元年(2019年)9月1日、熊本市国際交流会館に外国人住民等の相談窓口を開設しました。
「わからないこと」、「こまったこと」、「しりたいこと」があれば、お気軽に相談してください。



くまもとしがいきこくじんそうごうそうだんぶらざ
The Kumamoto Consultation and Support Plaza
for Foreign Residents
熊本市外国人総合相談センター

- 相談場所** 熊本市国際交流会館2階(熊本市中央区花畑町4番18号)
相談対応日 国際交流会館の開館日
※休館日 第2・第4月曜日(祝日等の場合は、直近の平日)、年末年始
開設時間 午前10時～午後6時
対象者 在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等
相談内容 在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等生活全般
対応言語 19言語
(1)やさしい日本語 (2)英語 (3)中国語(簡体字、繁体字)
(4)韓国語 (5)ドイツ語 (6)ベトナム語 (7)ネパール語
(8)インドネシア語 (9)タガログ語(フィリピン) (10)タイ語
(11)ポルトガル語 (12)スペイン語 (13)ミャンマー語
(14)クメール語(カンボジア) (15)フランス語 (16)イタリア語
(17)ロシア語 (18)マレー語 (19)モンゴル語

専門分野の相談

- 法律相談(熊本県弁護士会)、在留資格相談(熊本県行政書士会)
- 労働相談、就労相談(職業紹介事業者)
- 住まいの相談(熊本市居住支援協議会)、心の相談(臨床心理士)
- ※専任のコーディネーターが対応します。

相談員による相談日時

対応言語・分野ごとに相談日が違いますので、お問い合わせください。

プラザ連絡先 TEL 096-359-4995 FAX 096-359-5112
mail soudan@kumamoto-if.or.jp



外国人の防災訓練

日本で起こりうる災害について、不慣れた外国人の方々に防災についての基礎情報を提供し防災に対する意識の啓発に努めています。



外国人への日本文化紹介

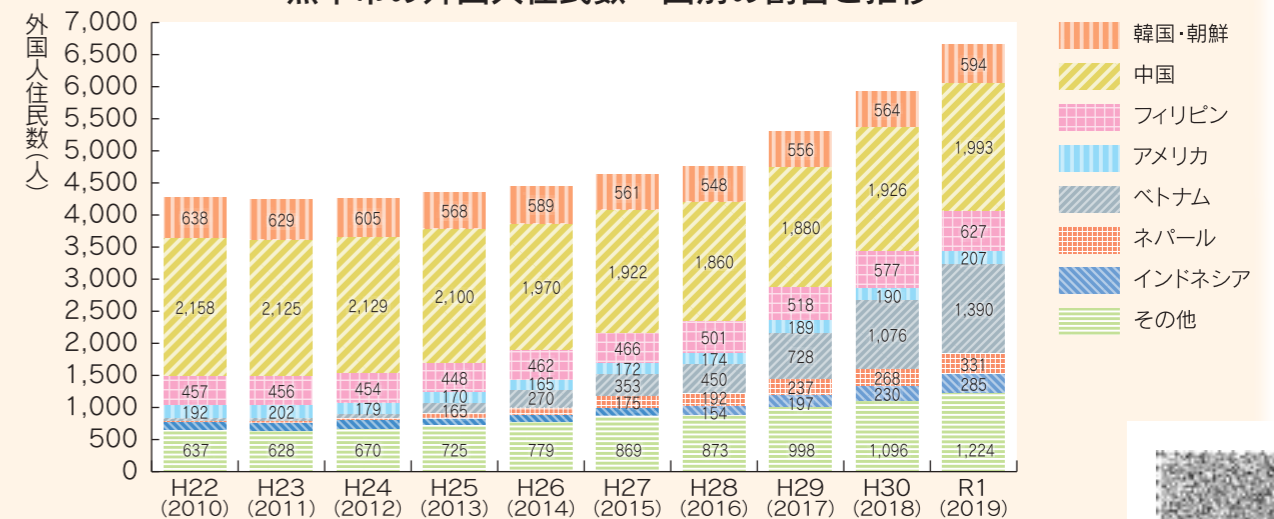
「日本文化体験デー」などで、在住外国人が市民と交流しながら気軽に日本文化を体験できる機会を提供しています。



国際交流員の活動

国際交流員が学校や公民館などを訪問したり、国際交流会館でサロンを開いたりして、外国の文化や生活習慣などを市民に紹介し、理解を深めてもらう活動を行っています。

熊本市の外国人住民数 国別の割合と推移



※外国人住民とは、滞在期間が3か月以上の住民を示す。 ※各年12月末現在 ※熊本市の住民基本台帳人口

アイヌの人々に関する 人権問題



アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化をもっています。近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

政府は、平成十九年（二〇〇七年）九月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成二十年六月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成二十一年（二〇〇九年）七月に報告書を取りまとめられました。同報告書を受けて、平成二十二年（二〇一〇年）一月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。平成三十一年（二〇一九年）四月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）」が成立し、法律のうえで初めて、アイヌ民族が「先住民族」と明記されました。

私たちは、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

エイズ患者や HIV感染者ならびに 新型コロナウイルス感染症 に関する人権問題



エイズ・HIV（エイズウイルス）感染症は、人から人につる感染症の一つです。当初は、治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが大きく報道されました。このときの誤解から生じた、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見が今でも根強く存在しています。

また、世界中で猛威をふるっている新型コロナウイルスにより、私たちの生活はとても大きな影響を受けています。感染して重篤な状態になったり、家族が感染して誹謗中傷されたりするなど、つらい思いをした人も多くいます。さらに、新型コロナウイルス感染症患者が入院する病院で懸命に働く医療従事者やその家族に対して差別発言が行われるなど大きな問題も発生しています。人々は未知の病気に対して不安に駆られたり、過剰に反応したりしてしまいます。そのようなことが起こらないようにするには、感染症について正しい知識をもつことも、もし、自分が、家族が、友人が感染したら…と想像力を働かせて理解することが大切です。

一人ひとりの命や権利が守られるまちなみを作っていきます。

令和2年
(2020年)7月に
民族共生象徴空間
ウポポイが北海道
白老郡白老町に
オープンしました。



〔博物館〕展示風景



〔公演〕舞踏公演「舞踏の様子」



※提供：公益財団法人 アイヌ民族文化財団

HIVは職場や学校 では感染しません

HIVは次のような日常生活を通じては決して感染しないことを職場や学校にいる全員が知り、「いじめ」などが生じないようにする必要があります。

● 教材や用具、楽器などの共用
これらを共用してもうつりません。



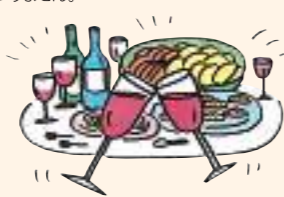
● トイレ
トイレを共用してもうつりません。



● 性交渉以外のからだの接触
握手をしたりエレベーターなどで接触してもうつりません。



● 宴会や会食
食べ物を分けあったり、食器を共用してもうつりません。



難病患者に関する 人権問題



難病とは発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していない希少な病気であり、その病気にかかったことにより長期にわたって療養を必要とする病気のことをいいます。

難病はその種類も多く様々な病気の特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健康な人と変わらない場合もあります。

そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの差別を受けることがあります。

こうした差別や偏見を払拭するためには、やはり病気のことを正しく理解し、患者・家族の立場になって考えることが大切です。

地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組んでいます。

<p>各種相談支援 病気やそれに伴う日常生活上の悩み事、不安等の相談や就労に関する相談を電話、面談、メール等により受けています。</p>	<p>就労相談 難病患者さんの「治療」と「仕事」の両立を支援するため、就労専門相談員と相談支援員が患者さんと一緒に考えながらサポートします。</p>
<p>講演会・研修会・交流会の開催 医療従事者等を講師とした講演会や研修会、難病当事者が病気や療養生活等について情報交換をする交流会を開催しています。</p>	<p>難病啓発活動 難病について正しく理解していただくために、相談支援員や難病当事者を派遣して、出前講座等を行っています。</p>

熊本県難病相談・支援センター

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目11番1号
電話 096-331-0555 FAX 096-369-3080
E-mail: nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp
HP: <http://kumamotonanbyou-center.org/>



刑を終えた出所者等 に関する人権問題



刑を終え出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根深い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和二十四年（一九四九年）七月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和二十六年（一九五一年）七月に法務省（現在の法務省）が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。

平成二十八年（二〇一六年）十二月には「再犯防止等の推進に関する法律」が制定・施行され、平成二十九年（二〇一七年）十二月には国の再犯防止推進計画が決定される中で、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることのできる「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、関係行政機関が緊密な連携をしつつ、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進していくことが求められるようになりました。

本市においては、令和三年（二〇二一年）三月に「熊本市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、各施策に取り組みます。
私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深めることが大切です。

法務省では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、それぞれの地域で「社会を明るくする運動」を展開しています。皆さんの更生保護へのご協力をお願いします。
お問い合わせは、法務省熊本保護観察所または法務省保護局まで。

法務省熊本保護観察所

〒862-0971
熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎6階
電話 096-366-8080

法務省保護局

〒100-8977
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
電話 03-3580-4111



犯罪被害者等に関する 人権問題



誰もが突然、犯罪に巻き込まれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人ごとで済まされるものではありません。

犯罪被害に遭われた方やその家族(以下、「被害者」という。)の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、捜査や裁判等で時間的制約や精神的ストレスを受けたり、取材などで平穏な私生活が侵害されたり、事件の記憶に苦しめられて仕事も手につかず、結果として職を辞めざるを得なくなるなど、様々な二次被害に苦しんでいます。

しかしながら、これらの問題を被害者が独力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者の視点で「支えていく」ことです。被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。そして、すべての人が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作っていきますよう。

北朝鮮当局による拉致被害者等 に関する人権問題



一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成三年(一九九一年)以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけてきました。しかし、平成十四年(二〇〇二年)九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決には至っておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

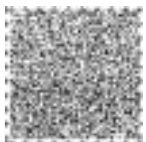
被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮当局による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、もしも自分だったら、自分の家族だったらと考えてみてください。

北朝鮮当局による拉致問題は、いまだに解決していません。私たち一人ひとりが拉致問題に関心をもつことが問題解決のためにも大切な一歩になります。

犯罪被害者支援

熊本市では、被害者からの相談や支援を行う「公益社団法人くまもと被害者支援センター」の活動を支援しています。



くまもと被害者支援センター

- 電話相談 [相談専用電話] 096・386・1033
- 面接相談 [相談受付時間] 平日10:00~16:00
- 法律相談 随時・相談時間30分 相談・支援 無料
- 心理相談 随時・相談時間1時間

※法律相談・心理相談は予約が必要です。事前に電話でご相談ください。

- 付き添いなどの直接的支援
- 自助グループへの支援
- 関係機関・団体との連携による支援活動等

拉致問題その他 北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する 認識を深めよう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めることも、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



ホームレスの人々 に関する人権問題



ビルの軒下や橋の下、公園などで路上生活をされているホームレスの人々を見かけられることがあると思います。

ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢によって仕事が減ったり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなってしまう、やむなく路上で生活をされている人々です。

平成十五年(二〇〇三年)に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人々の数も減少してきています。

引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年(二〇二五年)からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本県ではホームレスの人々も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設けました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「自立相談支援機関(福祉相談支援センター)」等の相談窓口へご連絡ください。

ホームレスの人々への差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんなに支援しましょう。

性的マイノリティ に関する人権問題



長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」などの考えがあります。しかし、世の中には、自分がどの性別であるかの認識である性自認、どういった性別の人を好きになるかという性的指向、生物学的特徴に基づく性別、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性別表現など、性のあり方は多様です。

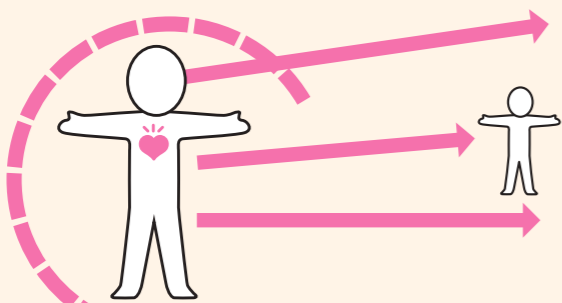
性自認や性的指向等が非典型である性的マイノリティは、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的苦痛を受けているとともに、就職をはじめ自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

また、当事者は自らの性のあり方に違和感をもっていますが、誰にも相談できずに悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝えることは大きな困難を伴ったりします。

性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

熊本県では、平成三十一年(二〇一九年)四月から「熊本県パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど取り組みを進めています。

性の多様性



性自認 (Gender Identity)
自分がどの性別であるかの認識

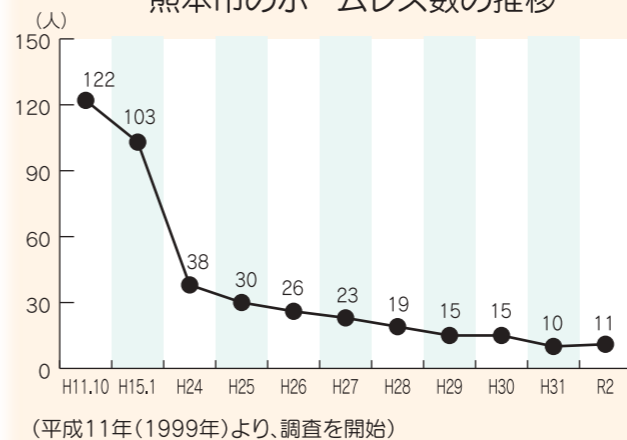
性的志向 (Sexual Orientation)
どういった性別の人を好きになるか？

生物学的性 (Biological Sex)
外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる生物学的特徴によるもの

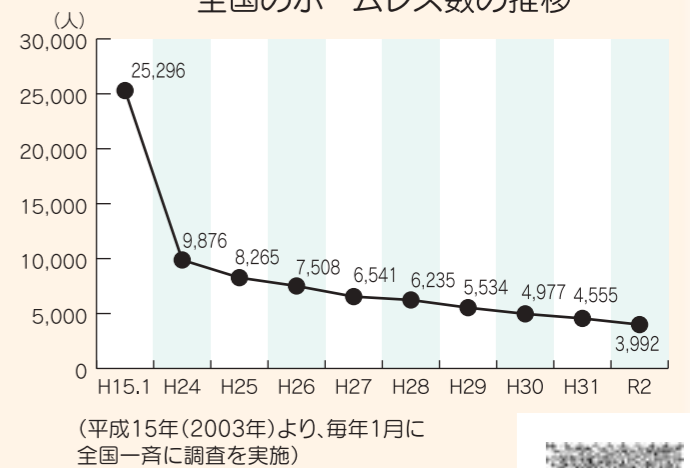
性別表現 (Gender Expression)
服装、しぐさ、言葉遣いなど



熊本市のホームレス数の推移



全国のホームレス数の推移



災害に関する人権問題

平成二十三年(二〇二一年)に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらす、未曾有の大災害となりました。

また、平成二十八年(二〇一六年)に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらす、震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となりました。

さらに、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きており、令和二年七月豪雨では、球磨川が決壊するなど、県内で甚大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を強いられました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に避難所や仮設住宅等において要配慮者である、女性、妊産婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の方々に対し、様々な人権問題が発生しました。体育館等の避難所においては、多目的トイレが未設置であったり、施設がバリアフリー化されていない、プライバシーが守られない等十分な配慮が行き届かず課題を残しました。外国人に対しても、支援や被災状況等の必要な情報が行き届かない、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生するなど、東日本大震災での教訓を活かしきれなかった反省も踏まえ、今回の経験に基づく対応策が必要です。

人権問題は、私たち一人ひとりの意識に根ざした問題です。正しい情報を得て、被災した人々のことを忘れず、被災した人々の気持ちに寄り添うことが大切なのではないでしょうか。

平成28年度(2016年度)市政アンケート調査結果報告書より



熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

という問に対し、90.2%の方が人権侵害はなかったと答えているが、6.5%の方が人権侵害はあったと答えており、「ある」と答えた方の36.2%が男性で63.0%が女性でした。「ある」と回答した理由の主なものとしては、

- 誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下に寝かせるというのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった
- 避難した際、小さい子どもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた
- ボランティアの方から、おにぎりを投げて渡された
- ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カップラーメンがほしくてたずねたら体育館内の方以外には配れないと、言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はないんだと思った。

自死遺族に関する人権問題



身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかったという自責など、「ご遺族の苦しみははかりしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまつ方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取組の重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」とのべられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

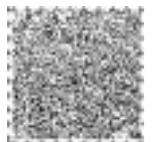
自殺対策のための知識やご遺族の心情への理解を深めることで、人がその死のあり方によって差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会作りが求められます。

◆令和元年(二〇一九年)に日本で自殺で亡くなった方は、二〇、六九人。一人が自殺で亡くなるとその周囲の少なくとも五人から十人に深刻な影響を与えるといわれており、令和元年(二〇一九年)だけでも十万人以上の方が強い影響を受けていると想定されます。

◆自殺の背景には、ほとんどの場合、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策に取り組んでいます。

◆NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成二十五年(二〇二三年)九月に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成しました。

- ① 行為を表現するときは「自殺」を使用。
- ② 「自殺した」ではなく「自殺で亡くなった」と表現する。
- ③ 遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う。



様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。

人権問題をひきおこすパワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラなどのハラスメントやストーカー問題、その他にも外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。

また、平成二十八年(二〇二六年)六月に施行された通称ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動の解消のための法律であるため、ヘイトスピーチは外国人への差別的言動と思われがちですが、ヘイトスピーチはこれまでにあげてきた全ての人権問題にかかってくるものであるということを認識しなければなりません。

さらには、働く人たちのハラスメント問題増加に対応するため、関連する法律が改正され、令和二年(二〇二〇年)施行されました。これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど防止対策の強化が図られました。(一定規模の中小企業主は二〇二二年四月から義務化)

これらの人権問題について、私たちは正しく理解し、認識し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。このようなことから、これまで述べてきた19の人権問題のみならず、様々な人権問題について教育・啓発の取組が必要です。

モラハラ(モラル・ハラスメント)
肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと

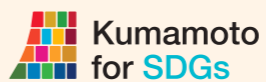
アカハラ(アカデミック・ハラスメント)
大学教授がその立場を利用して学生に対して行ついやがらせ

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障がい)など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

SDGsと人権

あなたはSDGs(エスディージーズ)を知っていますか。SDGsとは『持続可能な開発目標』という英語の略称です。



平成二十七年(二〇一五年)の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ』に記載された世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む二七の目標のことです。これらの目標は人権尊重の考えに基づいて設定されています。熊本市は、令和元年(二〇一九年)に国から『SDGs未来都市』に選定されました。私たちがこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょ。

二〇二〇年度 人権啓発作品受賞作

絵・ポスターの部(小・中学校)



東町小学校 2年
松田 葵央さん



古町小学校 1年
大森 美波さん



春竹小学校 3年
小嶋 凰介さん



向山小学校 5年
大石 莉子さん



託麻西小学校 4年
矢野 竜誠さん



東町小学校 6年
有働 生望さん



出水中学校 2年
富岡 葵さん



龍田中学校 1年
森 天使さん



龍田中学校 3年
廣石 まろんさん

絵・ポスターの部(一般)



池上 愛美さん

絵手紙の部(一般)



河内 和子さん

詩の部(小・中学校)

むじりのとき

川尻小一年 むらやま あきとさん

ほくがむしを
つかまえられなかったときに
ともだちが
シヨウリヨウバツタを
ぶっぺんし
ほくにくれた
うてもうれしかった

ありがとう友だち

東町小三年 金澤 映弥さん

だまじつじつむへほくを見て
「うじつた。」
と声をかけてくれた
じつじつえいじつか分かります
だまじつじつしたほく
それを見てもう一度
「だじつじつえいじつ」
と声をかけてくれた

ありがとう

武蔵小二年 稲田 晴香さん

おうちえんの友だちが
「じつじつえいじつはじつじつじつじつ
じつじつじつじつじつじつじつ
じつじつじつじつじつじつ
じつじつじつじつじつじつ
あえなくおうちじつじつじつ
また あおつむ
うれしかったよ

新しい朝

武蔵小五年 杉本 勇人さん

新しい朝が始まる
いつもしているじゅんぴを
いつもの通学路を通る
いつもの事なの
うきうきじつじつ
だつてみんなとえうのが
楽しみだから
「おほやあ。」
「おほやあ。」

初めての「サポーター」

託麻原小六年 井 優真さん

初めての「サポーター」
変な感じ 歩きかへい
「おほやあ。」
優しい言葉

かくれたほ

長嶺中二年 山本 万葉さん

「おほやあ。」
楽しい 嬉しい 幸せ
寂しい 寂しい 恐い
いろんな感情をかくれたほ
抑え込まないで
カマンしないで
気付いてあげて
見つけてあげて
「みじつじつた。」

特別な朝

富岡中二年 成松 実千瑠さん

「おほやあ。」
その言葉を私は
毎朝聞く
返事はじつじつじつじつ
「おほやあ。」
今日は言ってみた
心がだんだん
温かくなる

標語の部(一般)

ほつじつある 心の距離は 密がじつ

山本 由希子さん

川柳の部(一般)

おはようが 飛び交う朝の 陽は温い

杉村 かずみちさん

肥後狂句の部(一般)

寄りそって 支え合う手の 温いかつ

小野寺 ちか子さん

詩・メッセージの部(一般)

ステキな友達

荒木 明日香さん

君は電話で友達としゃべった事ある
寂しい時、元気がない時
電話で君としゃべると
心が明るくなった
たまに君に助けられて
あつじつじつじつ時間が過ぎていった
また元気をもらって
「おほやあ。」
いつもおしゃべりな私の話を
きいてくれてありがとう

透明な約束

城南中三年 吉田 真子さん

移動教室
みんなもウロウロして
慌てて私も教室を出る
「おほやあ。」
友達が待っていてくれた
約束したわけじゃないのに
嬉し
思わず大きくなつた
友達って素敵だな

短くメッセージの部(小・中学校)

おほやあ
おほやあ
おほやあ

芳野小一年 秋吉 瑠那さん

きょう一年生と 友だちになったよ
11月のおもほりも じつじつじつじつ
託麻北小一年 分山 旺志朗さん

みつだから、手はつなげなさい
じつじつの手は つなげなさい
友だちだね

慶徳小三年 渡邊 友登さん

相手にやれなくて 相手もやれなくて
じつじつじつじつ じつじつ

白川小四年 吉川 幸来さん

心の中で思っているも 相手には伝わらないから
かたはじつじつ
「ありがとう。」

榎木小五年 吉田 ひかりさん

「みんなに優しくなれ。」
そんな人が増えるといいな
まずは ほくが立候補

龍田小六年 松枝 建吾さん

あなたがいった 「一緒に頑張ろう。」
一人じゃなくて 思えたよ
ありがとう

出水中一年 松下 未奈さん

見つめあい じつじつ
それだけで じつじつ
すてきな日になる

白川中二年 本田 七菜さん

みんな違う色を 持つじつじつ
化学反応がおきる
だから世界って 面白い!!

湖東中三年 松森 美味さん

電話による相談窓口

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
職場での男女差別やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産による解雇や退職勧奨、育児・介護休業、パートタイム労働などの相談	熊本労働局雇用環境・均等室	096-352-3865	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
夫婦や親子・家族・友人との対人関係・仕事のことなどの相談	男女共同参画課相談室	096-352-2587	月~金曜日 10:00~16:00
地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援	熊本県難病相談・支援センター	096-331-0555	月~金曜日 9:00~16:00

ご存知ですか？

街の相談パートナー 人権擁護委員



Q1 人権擁護委員は 何をしている人たちですか？

答え

人権擁護委員の役割は、

- ①人権相談(*下記参照)
- ②人権侵害の被害者の救済
- ③人権啓発活動 の3つです。

①地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。なお、相談は法務局のほか、中央、東、西、北、南区役所でも行われています。震災後、被害者への寄り添い支援活動を行っています。

②「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続きを開始します。法務局の職員と協力して、人権審判事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し円満な解決を図ることも行います。

③地域において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。小学校で行う「人権の花」運動やプロサッカーチームロアッソ熊本との協働で行う人権啓発活動などがあります。

Q2 人権擁護委員はどのようにして 選ばれるのですか？

答え

熊本市長が、住民の中から人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、市議会の意見を聞いて法務局に推薦します。法務局では、区域内の弁護士会と県人権擁護委員連合会の意見を聞いた後、法務大臣から委嘱されることとなります。

Q3 人権擁護委員にはどのような人が ふさわしいのですか？

答え

一般の市民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人です。

Q4 人権擁護委員に 任期はあるのですか？

答え

人権擁護委員の任期は3年で、熊本市には現在41人の委員がおられます。

* 人権擁護委員による人権相談

下記の日時・場所で相談窓口を開いています。相談は、事前予約をお願いします。

場所	相談日	場所	相談日	場所	相談日
中央区役所 総務企画課 TEL.328-2610	第1・第2・第3・第4火曜日 (午後1時~午後4時)	西区役所 総務企画課 TEL.329-1142	第2・第4水曜日 (午後1時~午後4時)	北区役所 総務企画課 TEL.272-1110	第1・第3木曜日 (午前9時~正午)
東区役所 総務企画課 TEL.367-9121	第1・第3木曜日 (午後1時~午後4時)	南区役所 総務企画課 TEL.357-4112	第2・第4水曜日 (午前9時~正午)	お気軽にご利用ください!	

場所	相談日
熊本地方務局 人権擁護課 TEL.0570-003-110(人権相談ダイヤル) 熊本市中央区大江3丁目1-53(熊本第二合同庁舎4階)	月曜日~金曜日 (午前8時半~午後5時15分)

* 祝日および年末年始の日(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く。

電話による相談窓口

- 人権全般
- 女性
- 子ども(若者)
- 高齢者
- 障がい者
- 犯罪被害者
- 自死遺族
- ホームレス
- 外国人
- その他

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
人権に関する相談	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本地方法務局人権擁護課	096-364-2145	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本県人権センター	096-384-5822	①9:00~12:00/②13:00~16:00(土日祝のぞく)
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 096-364-0417	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
DV(配偶者や恋人等からの暴力)に関する相談	熊本県女性相談センター(DV専用電話)	096-381-7110	平日 8:30~22:00 土日祝 9:00~22:00
	熊本市DV相談専用電話	096-328-3322	平日 8:30~17:15
性暴力被害に関する相談	ゆあさいどくまもと(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-5555	24時間受付
予期せぬ妊娠に関する相談	妊娠・出産に関する悩み相談	080-9068-7528 (熊本乳児院内)	年中無休 24時間受付
いじめや虐待など子どもの人権に関する相談全般	子どもの人権110番	0120-007-110 096-364-0415	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
いじめに悩む子どもの相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-07-8310	年中無休 24時間受付
子どもに関する相談全般(虐待、生活の乱れ、養護、障がい、性格行動・育て方、里親など)	熊本市児童相談所	096-366-8181	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	児童相談所 全国共通ダイヤル※お近くの児童相談所につながります	189(いちはやく)	(虐待通告については24時間対応)
子育て、いじめ、不登校、将来など子どもや若者に関する相談(子どもや若者からのあらゆる相談、保護者からの子育てに関する相談)	熊本市子ども・若者総合相談センター	096-361-2525	年中無休 24時間受付
認知症の様々な悩みに関する相談※若年者の認知症もご相談ください。	熊本県認知症コールセンター	096-355-1755	9:00~18:00 (水曜日をのぞく)
障がい者の人権及び権利擁護に関する相談	熊本県障がい者人権権利擁護相談(障がい者110番)	096-354-4110 (FAX兼用)	13:00~17:00 (土日祝のぞく)
障がい者の虐待に関する相談	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	年中無休 24時間受付
障がいを理由とする差別に関する相談	熊本市障がい保健福祉課	096-328-2519	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付添い等	くまもと被害者支援センター(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-1033	10:00~16:00 (土日祝のぞく)
自死(自殺)により大切な方を亡くされた方の相談	熊本市こころの健康センター	096-362-8100	9:00~16:00 (土日祝のぞく)
ホームレス及びそれに準ずる人々の相談窓口	福祉相談支援センター 熊本中央生活自立支援センター 熊本市東生活自立支援センター 熊本市南生活自立支援センター	096-328-2301 096-328-2795 096-367-9233 096-358-5571	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
19言語による法律相談、在留資格相談、労働相談、就労相談、住まいの相談、心の相談	熊本市外国人総合相談プラザ(熊本市国際交流会館2F)	096-359-4995	10:00~18:00(第2、4月曜日をのぞく;当該月曜日が祝日の場合、翌火曜日)※対応言語・分野ごとに相談日が異なります。

※「年中無休」と記載がない場合は年末年始をのぞきます。
※記載された内容(受付日時等)は変更されることがあります。
(令和3年(2021年)1月末現在)

人権啓発紙芝居

●大きな人権啓発紙芝居(A1サイズ) ●サイズにご注意ください(よこ84.1cm×たて59.4cm)

番号	イラスト	作品名	内容
A-1		ともだちができたよ (絵本形式)	みなみの海から引越してきた色の違う魚、色や言葉が違ってもお互いを知ることによって友達になっていく物語 【テーマ:外国人の人権】
A-2		バイバイいじめっこ (絵本形式)	小さな魚をいじめている体が大きく乱暴な魚が、探検で小さな魚に助けられたことから反省し、みんなで仲良く暮らすことになる物語 【テーマ:子どもの人権】
A-3		とんねるのなかのあくしゅ (絵本形式)	砂場でトンネルづくりをしている中で、障がいのある子に対して思いやりの心を示すことからあたたかい関係をつくる物語 【テーマ:障がいのある人の人権】
A-4		人権って知ってる? (絵本形式)	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】
A-5		だいくさんになりたいな (絵本形式)	パパが買い物しちゃうおかしいの?ママがトラックに乗ってたらおかしいの?大工さんになりたいと思っている女の子の物語… 【テーマ:女性の人権】
A-6		たぬじさんのたいこ (絵本形式)	なにもできないとバカにしていたたぬじさんが子ども達の音楽会のためにプリキの缶で素敵な「たいこ」を作ってくれた… 【テーマ:高齢者の人権】

●一般募集優秀作品(B4サイズ) ●B4サイズには紙芝居用舞台もご用意できます

番号	イラスト	作品名	内容
B-1		人権って知ってる? (絵本形式)	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 最優秀作品〉
B-2		森の女の子 (絵本形式)	さくらちゃんは、ほかの子と少し違うだけなのに周りのお友達が離れていき、傷ついたさくらちゃんは… 【テーマ:お互いの違いを認め合う】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉
B-3		みんなだいすき (絵本形式)	耳が聞こえなくなってしまうともきくん。大好きな絵も描けなくなり、誰とも遊ばなくなってしまう… 【テーマ:障がいのある人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉
B-4		そんなの関係ないでいいのかな? (絵本形式)	小学生の武司くんが、友達のある事件をとおして、関係ないと思っていたハンセン病の歴史について、自分で調べて… 【テーマ:感染症と人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉

※このほかB4サイズは44作品あります。

お問い合わせ先

熊本市人権政策課または熊本市人権啓発市民協議会

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL. 096-328-2333 FAX. 096-324-2105

ホームページ <http://lovemin.jp/>

電子メール jinken@city.kumamoto.lg.jp (人権政策課)

または info@lovemin.jp (熊本市人権啓発市民協議会)

応援します!あなたの人権学習

様々な人権問題について「もっと詳しく知りたい」「みんなで学習したい」とのご要望もあるかと思えます。また、私たちも、より多くの皆さんに大切な人権について考えていただきたいと願っています。

そこで、啓発用ビデオ等の貸し出しや講師の紹介を行い、研修会などの学習のお手伝いをしています。

企業・学校などの団体はもとよりサークルや会合などで、ぜひ活用してください。

- 研修会・学習会への講師情報提供
- 啓発用ビデオ等の貸し出し(無料)
- 公民館・ふれあい文化センターの講座(直接お問い合わせください)
- 啓発冊子の提供・配布

約380本の貸し出し用DVD・ビデオを揃えておりますので、一部をご紹介します。

※詳しくは、熊本市人権啓発市民協議会ホームページ(URLはP38をご覧ください。)

対象	整理番号	題名	内容	備考
幼児	344	むしむし村の仲間たち みんないいところあるんだよ	大切なのはお互いの違いを認め、相手の気持ちを思いやること。そして仲間と助け合っていくこと。そんなことを、子供達が楽しく学んでいけるアニメーション作品。	アニメ DVD 13分
幼児・小学校低学年	376	おじゃる丸 ちっちゃいもの大きなちから	おじゃる丸と「ちっちゃいものクラブ」の仲間たちが月光町で助け合いの大切さを学んでいく。	アニメ DVD 11分
小学生以上	342	渋染一揆 —明日に架ける虹—	今の岡山県で発生した渋染一揆を素材に、江戸時代における身分制度と厳しい差別政策、被差別部落の人々の解放への闘いをアニメーション化。	アニメ DVD 30分
中学生以上	372	Voice(人権の教室)	舞台は休日の学校で開かれる「人権の教室」。3人の中学生・高校生が、「声」を手がかりに、3つの人権のテーマについて学んでいく。	ドラマ DVD 38分
学校・社会教育	351	わかかカフェへようこそ ～ココロまじわる ヨリドコロ～	「インターネットによる人権侵害—三色団子の向こう側—」「高齢者の人権—世代をつなぐ柏餅—」「外国人の人権—コンバイトウの来た道—」の三つのエピソードをドラマや解説・インタビューなどで紹介。	ドラマ DVD 35分
成人一般	377	シェアしてみたらわかったこと	上京して、期待を胸に入居したシェアハウス。そこに暮らしているのは、個性豊かな住人たち。外国人、LGBT、障がい、災害時一様々「人権」について考える。	ドラマ DVD 46分
企業・行政	365	共に働くための合理的配慮	障がい別に、その障がいの特性と合理的配慮の具体例を紹介。また障がいのある方にとって合理的配慮とは何か?障がいのある方自身の言葉を通して、合理的配慮のあり方を考えていく。	事例・解説 DVD 33分
	371	はやわかりハラスメント対策 ＜セクハラ・マタハラ防止 最前線＞	セクハラ・マタハラの事例をもとに、「すぐわかる」「よくわかる」ハラスメント防止新常識が盛り込まれている。	事例・解説 DVD 27分
	375	ネット差別を許すな	差別情報の拡散、「部落地名総鑑」公開など、「ネットを悪用した部落差別」の現実を解説。何が問題で、どう解決するのか、道筋を示す。	事例・解説 DVD 28分